

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	子育て支援課	検索番号	9-1
法令名	児童福祉法施行規則	根拠条項	第36条の38		
許認可等	里親認定登録				
(根拠規定)					
<p><b>児童福祉法</b></p> <p>第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望するものであって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。</p> <p>② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を終了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、第34条の14に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p>					
<p><b>児童福祉法施行令</b></p> <p>第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならない。</p>					
<p><b>児童福祉法施行規則</b></p> <p>第一章 厚生労働省令で定める便宜等</p> <p>第一条の三十二 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める人数は、四人とする。</p> <p>② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 養子縁組によって養親となることを希望する者</li> <li>二 要保護児童(法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者</li> </ul> <p>第一条の三十五 専門里親とは、次案に掲げる要件に該当する養育里親であつて、次の各号に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されているものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童</li> <li>二 非行のある又は非行に結び付くおそれのある行動をする児童</li> <li>三 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童</li> </ul>					
<p><b>第三章 事業、養育里親及び施設</b></p> <p>第三十六条の三十七 養育里親となることを希望する者(以下「養育里親希望者」という。)は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 養育里親希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態</li> <li>二 養育里親希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態</li> </ul>					

- 三 養育里親研修を終了した年月日又は終了する見込みの年月日
  - 四 養育里親になることを希望する理由
  - 五 一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育することを希望する場合にはその旨
  - 六 従前に里親であったことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であった場合には当該都道府県名
  - 七 その都道府県知事が必要と認める事項
- ② 専門里親希望者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 第一条の三十六第一号に掲げるいずれかの要件及び第三号の要件に該当する事実
  - 二 専門里親研修を終了した年月日又は終了する見込みの年月日
- ③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 養育里親希望者及びその同居人の履歴書
  - 二 養育里親希望者の居住する家屋の平面図
  - 三 養育里親研修を終了したこと又は終了する見込みであることを証する書類
  - 四 法第三十四条の十五第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
  - 五 その他の都道府県知事が必要と認めるもの
- ④ 専門里親希望者は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 第一条の三十六第一号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類
  - 二 専門里親研修を終了したこと又は終了する見込みであることを証する書類

第三十六条の三十八 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が第一条の三十四に規定する要件（専門里親希望者については、第一条の三十六に規定する要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録し、又はしないこと）の決定を行わなければならない。

- ② 都道府県知事は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者又は当該専門里親希望者に通知しなければならない。

第三十六条の四十三 第一条の三十二第二項各に掲げる者に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

(許認可等の基準)

里親制度の運営について

- 平成14年9月5日付け雇児発第0905002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- 一部改正 平成16年12月28日
- 一部改正 平成18年4月3日
- 一部改正 平成21年3月31日

第3 里親の認定等

1 里親認定等の共通事項

- (1) 里親となることを希望する者（以下「里親希望者」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、申請

書を提出しなければならないこと。

なお、この書面には児童福祉法施行規則に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。

- (2) 都道府県は、里親希望者に対し、厚生労働省告示に基づき必要な研修を実施すること。なお、研修の実施の時期については、都道府県において里親希望者の意向等も踏まえ、申請書の提出の前又は後の適切な時期に実施すること。
- (3) 児童相談所長は、申請書の提出があった場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (4) 児童相談所長は、児童福祉法第34条の15の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。
- (5) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉協議会とする。以下同じ。）の意見を聴くこと。

なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

- (6) 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定しても差し支えないこと。
- (7) 里親が、里親認定を辞退する場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に、遅滞なく、その理由を付して届け出なければならない。
- (8) 都道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して行うこと。
  - ア 里親継続の意思がある者で、必要な研修を終了し、かつ家庭調査の結果、省令に規定する要件に著しい変動のないものについては、更新の登録又は再認定を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不相当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。
  - イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取り扱いは、事務処理の簡素化等の観点から、都道府県の実情に応じた運用を図らなければならないこと。
  - ウ 専門里親の認定及び登録を受けている場合、専門里親としての更新の登録又は再認定を行うときは専門里親の要件等について調査し、専門里親認定を辞退し、養育里親となる場合には養育里親としての資格要件等の調査を行なう必要があること。

## 2 養育里親の認定等

- (1) 都道府県知事は、認定後速やかに省令に規定する事項を養育里親名簿に登録すること。
- (2) 都道府県知事は、登録の際に養育里親（専門里親を含む。以下同じ）の希望（委託期間、子どもの年齢、将来的に養子縁組によって養親となることを希望する里親となることも考えている等）について把握すること。
- (3) 都道府県知事は、専門里親となる者については養育里親名簿にその旨を記載すること。

## 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親の認定等

- (1) 児童相談所長は、養子縁組によって養親となることを希望する者に対しては、申請時に里親制度や養子縁組制度の仕組みや委託状況等を説明すること。
- (2) 都道府県知事は、認定後速やかに養育里親に準じ、必要となる事項を名簿に登録すること。
- (3) 都道府県知事は、登録の際に養子縁組によって養親となることを希望する里親の希望（子どもの性別、年齢、養育里親となることも考えている等）について把握すること。

## 4 親族里親の認定等

- (1) 親族里親は、委託児童との間に3親等以内の親族関係が存在することが必要であるが、この事実、戸籍謄本によって確認されたいこと。
- (2) 親族里親の申請については、児童相談所において児童の委託が適当と認めた場合については、申請書の提出を求めること。
- (3) 児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すもこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はないこと。